

白河市復興推進計画

令和 6 年 9 月 2 6 日
福 島 県 白 河 市

1. 計画の区域

白河市全域

2. 計画の目標

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は東北地方を中心に未曾有の被害をもたらした。本市においても震度 6 強を記録し、家屋の倒壊のみならず民間事業所、公共施設等が被災し、その被害は甚大なものであった。

事業所の閉鎖・撤退や、雇用者の解雇・流失等、本市の主要な工場や中小企業も大きな被害を受けたことにより、現在においても、依然として市民生活と地域経済の停滞を招いている。

このような状況の中で、企業の立地に必要な工業団地やインターチェンジを整備している本市の地域資源を活用し、本市の中核産業を担える企業の誘致を促進し、新たな雇用を創出することで市民生活の安定化と地域経済の活力の再生を図ることを本計画の目標とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本市の雇用機会の創出及び市民生活の安定並びに地域経済の活性化を促進するため、本市製造業において中核的産業である窯業・土石製品製造業について、新規立地企業の工場建設、設備投資等を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

本市に新たに立地する株式会社横浜石英（以下「対象事業者」という。）が、工業の森・新白河 A 工区（白河市豊地）において、半導体製造装置用石英ガラス部品製造工場の新設および機械設備の設置をするために必要な資金を貸し付ける事業。

② 貸付の対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本市における窯業・土石製品製造業は、市内の製造業の売上高において第 10 位とすることが見込まれる、本市の中核的産業である。また、本事業は本市の窯業・土石製品製造業における売上高約 18% を占める対象事業者が実施するものであり、雇用創出についても新規雇用者 38 名の雇用創出効果が見込まれる。

したがって、本事業は本計画の目標に掲げた「新たな雇用を創出することで、市民生活の安定化と地域経済の活力の再生」を達成するために必要かつ重要な事業であり、本計画の目標達成に大きく寄与するものである。

- ③ 施行規則第2条に規定する該当事業
施行規則第2条第6号

- ④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関
株式会社三菱UFJ銀行
株式会社山陰合同銀行
株式会社広島銀行
株式会社百十四銀行

- ⑤ 特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興
特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の
再生に寄与するものである旨の説明

対象事業者が製造・加工する石英ガラスは、高い加工技術により、耐熱性ととも化学的純度を
満たすことから、半導体の製造プロセスにおいて使用される機械・装置の部品に利用されるなど、
半導体製造装置には必要不可欠な製品である。

現在半導体等の世界市場の大半が台湾、韓国など海外製で占められているなか、対象事業者の製
品は、半導体製造装置業界で国内トップシェア、世界でも第4位の東京エレクトロングループに親
会社のヒメジ理化株式会社を通じて納入されるサプライチェーンの関係にあり、その有する技術、
製品は世界的なレベルを誇る企業である。

対象事業者の本市への進出は、本市の窯業・土石製品製造業の主要企業となるものであり、将来
にわたって雇用の創出が期待できるとともに、関連する地域産業の活性化に結びつくものである。

これらの効果は本市における復興の円滑かつ迅速な推進と地域経済の活力の再生に十分寄与す
るものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項の規定に基づき、福島県の意見を聴取した。

また、白河市、福島県、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社山陰合同銀行、株式会社広島銀行、
株式会社百十四銀行、対象事業者を構成員とする白河市復興推進協議会（地域協議会）において法
第4条第6項の規定に基づく協議を行った。